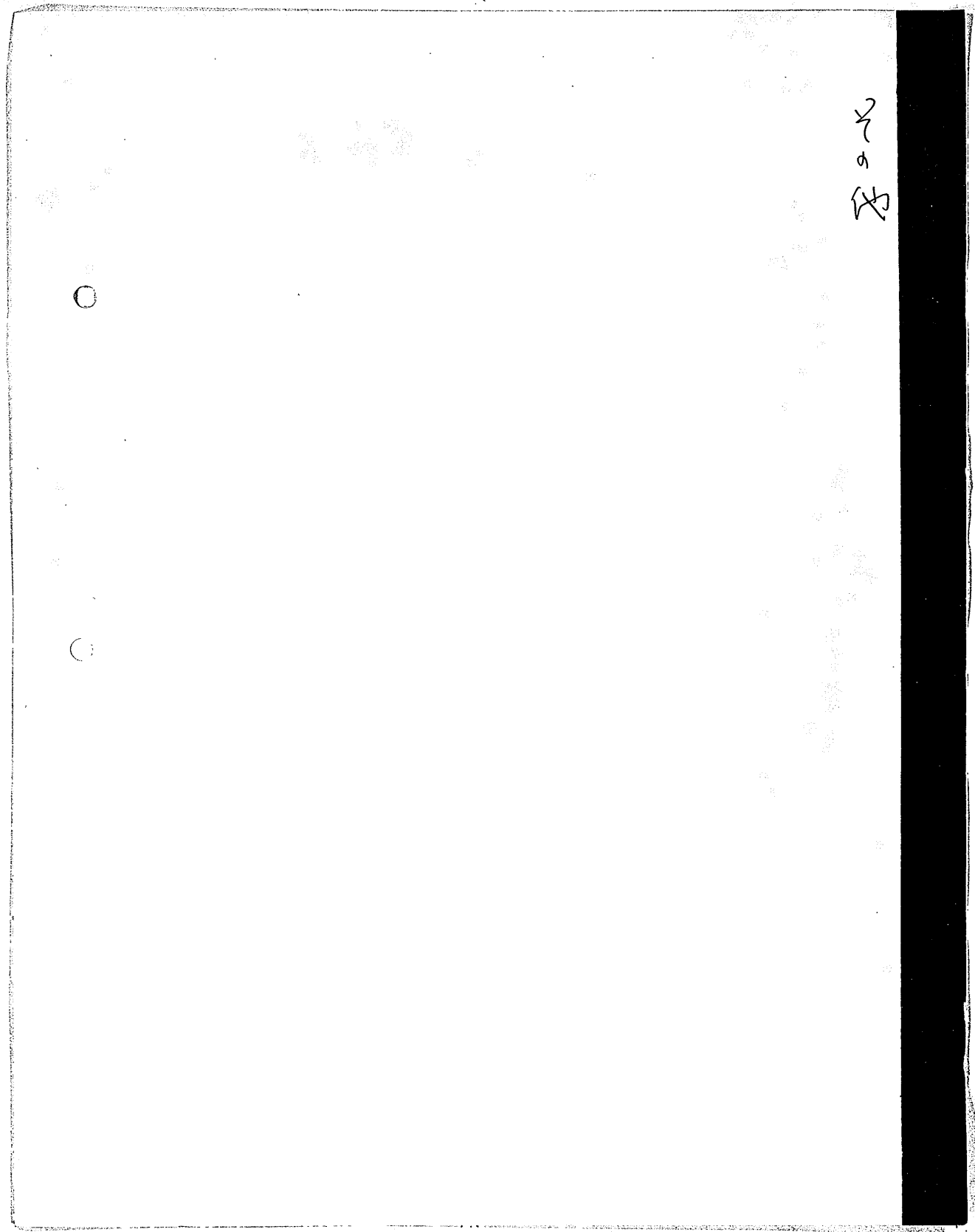


# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協ギ (委)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米協議委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43724">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43724</a>



20  
R

資料作成配布計画表

No.		会計局	報道課	その他	計
1	評長用×天	判厚20 薄30 英厚30	X	特選品等	20/30 30
2	評事日程簿	判厚30 英厚30	X	同上	30/- 30/-
3	<del>出席者名簿</del>	<del>厚20 薄30</del>	<del>薄60</del>	<del>特選品 薄20</del>	<del>20/100</del>
4	座席配置表	薄20	薄40	X	160
5	<del>本部長発言</del>	<del>厚20 薄30</del>	X	<del>特選品 薄20</del>	<del>20/30</del>
6	壇上長官発言	判厚20 薄30 英同上	X	同上	20/30 20/30
7	記事資料	判厚20 薄40 英20 30	薄160 130	特選品 薄100 20	20/100 20/100
8	同付展(按即成記者)	判厚20 薄40 英20 30	薄100 100	特選品 薄100 20	20/100 20/100

8.0 英の薄  
80部(雨)増  
報道課へ送る

北米局長  
参事官  
北米課長

1月21日  
社説

### 意外な佐藤首相の発言

佐藤首相の大津発言は、一挙に教育権の分離を打ち出したのだと思われ、その意外な発言は、教育界を驚かせた。教育界は、この発言を聞き、教育権の分離を打ち出したのだと思われ、その意外な発言は、教育界を驚かせた。教育界は、この発言を聞き、教育権の分離を打ち出したのだと思われ、その意外な発言は、教育界を驚かせた。

佐藤首相の大津発言は、一挙に教育権の分離を打ち出したのだと思われ、その意外な発言は、教育界を驚かせた。教育界は、この発言を聞き、教育権の分離を打ち出したのだと思われ、その意外な発言は、教育界を驚かせた。

佐藤首相の大津発言は、一挙に教育権の分離を打ち出したのだと思われ、その意外な発言は、教育界を驚かせた。教育界は、この発言を聞き、教育権の分離を打ち出したのだと思われ、その意外な発言は、教育界を驚かせた。

1月21日  
社説

### 佐藤発言の真意は何か

佐藤首相は十九日、大津で記者会見し、教育権の分離について、意外な発言をした。この発言は、教育界を驚かせた。佐藤首相は、教育権の分離について、意外な発言をした。この発言は、教育界を驚かせた。

佐藤首相は十九日、大津で記者会見し、教育権の分離について、意外な発言をした。この発言は、教育界を驚かせた。佐藤首相は、教育権の分離について、意外な発言をした。この発言は、教育界を驚かせた。

佐藤首相は十九日、大津で記者会見し、教育権の分離について、意外な発言をした。この発言は、教育界を驚かせた。佐藤首相は、教育権の分離について、意外な発言をした。この発言は、教育界を驚かせた。

社説

佐藤発言に怒る

「教育権の分離」を根拠にしたものか知らないが、この発言が日本の高官にあること自体が、復権への大きな一歩を踏み出した。...

社説

全面返還の閣議決定を

佐藤首相が閣議決定の途次「沖縄の教育権返還は誤解を招く」と発言した。...

1月24日 沖縄タイムス(朝)

1月22日 琉球新報(朝)

# 首相発言の真意と周辺

（上）

【東京特電】首相は閣議後記者会見で、選挙権年齢の引き上げ問題について、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。



佐藤首相

# 総選挙の人氣策

## 来年の立法院選も意識

【東京特電】選挙権年齢の引き上げ問題は、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。

（日経新聞）

# 首相発言の真意と周辺

（中）

【東京特電】選挙権年齢の引き上げ問題は、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。



下田外務大臣

# 外務省は大歓迎

## なしくずしが現実的

【東京特電】選挙権年齢の引き上げ問題は、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。しかし、本政府は、選挙権年齢の引き上げは、国民の政治的成熟度を高めることに資するものであり、政府はこれを推進する方針である。

# 教育界の裏面と周辺

<下>

【東京電】官立教育の中心が、いよいよ、地方にシフトして来た。これは、戦後教育の一大変革である。戦前、官立教育は、東京、大阪、京都の三大都市に集中していた。戦後、地方自治の進展と共に、地方官立教育が急増した。これは、地方の教育水準を向上させるための重要な施策である。地方官立教育の急増は、地方の教育界に大きな変革をもたらした。地方官立教育の急増は、地方の教育界に大きな変革をもたらした。地方官立教育の急増は、地方の教育界に大きな変革をもたらした。



大正教育界

## 現状維持が主眼 地元の熱意のなさも原因

【東京電】官立教育の中心が、いよいよ、地方にシフトして来た。これは、戦後教育の一大変革である。戦前、官立教育は、東京、大阪、京都の三大都市に集中していた。戦後、地方自治の進展と共に、地方官立教育が急増した。これは、地方の教育水準を向上させるための重要な施策である。地方官立教育の急増は、地方の教育界に大きな変革をもたらした。地方官立教育の急増は、地方の教育界に大きな変革をもたらした。地方官立教育の急増は、地方の教育界に大きな変革をもたらした。



第9回の日米協定委員会に米懸案に  
 関してあり、沖繩船舶旗の変更  
 に関する日本側提案に、米側が原則  
 的に同意され、更に具体的な提案を行  
 った事には、感謝の意を表す。  
 然し、この日米旗は日米市民に  
 対して、懸念を招くおそれ、二水色に  
 模様を加へ、一つの旗とすべしと  
 沖繩船舶旗とすべしと政府として同意  
 するに決まらぬ。  
 五旗の尊敬という事は、米側におい  
 て、理解されるべきところと考へ、  
 米側提案の旗案を改め、  
 二水色の各別の場合の旗案として  
 日米旗とすべしと旗を併用するといふ

4/1/55  
 協定委員会の米懸案に  
 関してあり、沖繩船舶旗の変更  
 に関する日本側提案に、米側が原則  
 的に同意され、更に具体的な提案を行  
 った事には、感謝の意を表す。  
 然し、この日米旗は日米市民に  
 対して、懸念を招くおそれ、二水色に  
 模様を加へ、一つの旗とすべしと  
 沖繩船舶旗とすべしと政府として同意  
 するに決まらぬ。  
 五旗の尊敬という事は、米側におい  
 て、理解されるべきところと考へ、  
 米側提案の旗案を改め、  
 二水色の各別の場合の旗案として  
 日米旗とすべしと旗を併用するといふ

243

方針と方針を強く要請している。



第9回

第9回の日米協試委員会以来懸案に於てお  
り来た。沖渡船隻の変更に関する日本側提案

に、米側が原則的に同意され、更に具体的  
提案を行なわれた事に対し、感謝の意を表は

す。然しながら、日章旗は日本国民にとり極  
めて神聖なるものである。これに似の模倣を

加えて一つの旗としたものと沖渡船隻とを  
これに付、政府とに同意する事が出来せん。

国旗の尊嚴という事は、米側においても十分  
理解されたと考えますので、本日、米側提案

の、旗章の一つを改め、日章旗と旗の旗を併  
掲する方式とされた事を深く電請いたし

可。

吉村山房

次官 青木 経 世 経 理

北村 圭 吾

9.24日

総理、総務長官の沖縄問題

についての打合せの要旨

4.1. 世 経 理 青 木

1. 沖縄住民の祖国復帰の悲願に応じた  
施政権返還の実現のために努力する

教育水準の引上げ等教育全般の問題も  
勿論含まれる

2) 懇談会は継続し、研究してもらいたい

3) 大浜会長には選挙後何時にも  
お目にかかる

(これは総理府特選局長も固く確り  
な結果です)

沖縄問題について

24日朝、総理、総務長官が2人

だけで打合せた内容

1) 沖縄住民の祖国復帰の悲願に応じて施政権返  
還の実現のために努力する。

教育水準の引上げ等教育全般の問題も勿論含  
まれる。

2) 懇談会は継続して研究してもらいたい。

3) 大浜会長には選挙後何時にもお目にかかる。

24日、総り、張の長官の  
 2人、い、万合との内容。  
 1-2-12 施政返還

- 1) 沖縄住民の祖土復帰の悲願の实现の爲に努力する。  
 (崇敬会等の内閣) 教育水準の引上げの勿論会社
- 2) 懇話会を建設する  
 (これを研究して来る)
- 3) 大模会長の選挙の何時にも自  
 にかゝる

総 理 府

2 次官 官務長官  
 42.1.27

世相局長

秘 まで

振 総理府総務副長官よりの申入れ

1月26日

北米局 中名

本26日、山野特選局長より電話をかり、昨日の「沖縄の国務協賛委員会」に因り、振副長官よりの申入れをお伝ふ事とし、以下のとおり連絡越した。

1. 塚原長官の参事会における発言内容に因り、外務省は極めて強硬に施政権返還の要

望に届かぬことを取り止めるように要求すべし、結局、塚原総務長官の強い希望を曲げて貰て

「沖縄住民の本土復帰の悲願を考慮し、目的の表現に改めた次第なること、三木大臣の

挨拶のうち、施政権返還の問題に触れられ

石川 三木

ことは総理府には申し送りしないことである。

2. 協談委員会終了後の共同新聞発表文章について、総務長官と連絡しておいた案文が

相当部分には訂正されていたのに、~~それ~~ について日米の連絡を頂けなかったのは遺憾である。

3. これに対し、中谷より、極めて短時間のうちに緊急に準備作業を進め、半側と最終的な

調整も協談委員会の前夜の間中おこなった次第であり、特に新聞発表文章に

ついては半側における意見の取纏めが遅い。又、その後の日米間の調整も、前夜深夜に

なつても、なお決定をみなかった程の状態であった。最終案が会議の席で長官に

届けられたの中止を得なかった次第であり、この点、総理府でも了承頂けると思う。

三木大臣の発言案については、総務長官の発言案の内容の訂正について調整が終ったあと、

夕刻に到り、大臣より発言案内容について御指示があり、同夜深夜にいたり、最終案文を確定した

ので、これ由事務に塚原長官、坂副長官への連絡もできなかった次第である。

しかしながら、大臣の発言案の表現については、総理府に、総務長官の発言について協談

したと同様の立場<sup>にたつて、差は</sup>で、本問題は協談委員会の権限外の問題であることと断つて見<sup>た上で</sup>つ。

施政権返還の要項~~は~~ではなく、「施政権の問題」は重要な問題である<sup>と述べた上</sup>、~~合議~~

○ 米側と充分協議して来たという日本政府  
 の方針を一方的に述べたことは印承知  
 3に止め  
 のとおりである。

○ 以上の次第であるので印申出の案は  
 上司にお伝えするが、我方の処理掘りにつては  
 印了承頂きたい。と応じておいた。

○ (なお、三木大臣の発言案の関係部分を念のため  
 山野特選局長に送付しておいた。)

Talking Paper

On the question of the flag to be flown by Okinawan vessels, the Japanese Government appreciates that the United States side expressed its understanding of the Japanese proposal of May 9, 1966 and proposed concrete designs of the flag at the 11th meeting of the Consultative Committee on Okinawa. The Japanese Government now wishes to supplement as follows the discussions which took place at the meeting and to request expeditious consideration of this matter.

1. At the 11th meeting of the Consultative Committee, the United States side maintained, as one of the reasons for proposing three new designs of the Okinawan vessel flag every one of which combines the Japanese national flag and the modified Delta flag into a single piece of cloth, that vessels are required to sail under one flag only in accordance with the Convention on the High Seas.

However, Article 6, paragraph 1 of the Convention stipulates, "Ships shall sail under the flag of one State only". This provision, in our view, does not require a vessel flag to be physically made of one piece of cloth, but is to be interpreted, when considered together with the provisions of Article 5 and

Article 6

42.2.1

北平局長より

板橋公使館宛

手文

- 2 -

Article 6, paragraph 2, to provide that ships shall not claim two or more nationalities by sailing under the flags of two or more States.

Therefore, even if there is a vessel flag which is made of two pieces of cloth, it can be considered proper under the Convention on the High Seas so long as such a flag, combined together, represents one nationality of the vessel.

In actual practice, we are aware of at least the following two examples of vessel flag which consist of two pieces of cloth.

- (1) The Wang Ching-wei regime, which existed in Nanking in the 1940s, adopted as its national emblem and vessel flag a flag which consists of the "white sun in the blue sky" flag and a yellow triangle with the slogan "anti-communism and peace" written in black letters flown on top of it. ((The yellow triangle was flown to distinguish this flag from the national flag (white sun in the blue sky) of the Chiang Kai-shek regime.))
- (2) During the Occupation period, the memorandum of the U.S. Navy in the Far East dated January 25, 1949 on the display of flags by Japanese manned vessels

stipulated.

stipulated, "At sea, (Japanese owned vessels) shall fly only International "Easy" with triangle cut out. Maritime Safety Board vessels may fly a special flag shown in enclosure (A) in addition to above."

Thus, Maritime Safety Board vessels flew two kinds of ensigns together as its vessel flag.

2. We have proposed to adopt a new Okinawan vessel flag which consists of the Japanese national flag and "a certain sign to indicate Okinawa" to be flown on top of it as a tentative measure "to satisfy (as Minister Shiina stated at the 9th meeting of the Consultative Committee.) the psychological desire of the Okinawan residents to some extent" in view of the fact that there are considerable legal difficulties in having these vessels fly the Japanese flag.

We are convinced that the purport of this proposal has been fully understood by the United States side. We are also convinced that the statements made by Minister Miki at the 11th meeting of the Consultative Committee made the reasons clear as to why we have reservations as to the idea of adopting a new flag which combines the Japanese national flag and the modified Delta flag into a single piece of cloth.

3. It is our hope that the United States side would agree to adopt a new Okinawan vessel flag which consists of the Japanese

Japanese national flag as a main part of it, and "a certain sign to indicate Okinawa" to be made of a separate piece of cloth and flown on top of it.

We wish to add that, as Minister Miki stated, we will continue to study possibilities of solving legal problems pertaining to the flying by Okinawan vessels of the Japanese national flag itself including the problem of jurisdiction over the Okinawan vessels.

February 1, 1967.



秘  
無期限

ワシントン  
22/36

北米局長

参事官

北米課長

昭和42会計年度対中絶援助に関する  
特達局の大蔵省に対する折衝経緯

(42.2.4  
北米課)

2月3日 総理府特達局長及び同総務課長より北米  
課長に連絡してきたところによれば、1月25日に米京中の

バーンス、米民政府計画局長と北米課長及び同特達局総務  
課長間でかめいた会談にもかんがみ、その後特達局と

大蔵省で折衝したところ、大蔵省との間にはおおむね次の  
線で了解が成立する見込みであり、早急に技術委員会  
米側了解が得られ次第

を準備する者であるとのことである。

記

1 第11回協議委員会での日本側打案中の「18.公務員  
退職年金」1億4千万円、「19.医療保険」6千万円

GA-4

2x6

外務省

については、米側の強い希望にかんがみ、それぞれ  
2億円、9千万円に増額する。

2 <sup>とて必要</sup>これに伴い、増加額9千万円の財源振替については  
「~~運用部資金~~運用部資金」3億5千万円から5千万円削  
減、米側から反対の強い「~~道庁~~道庁  
（ハイン等冷凍倉庫建設費）3千5百万円削減  
全額

「48.土地改良事業」5百万円削減で充当する。

<sup>2月4日午前</sup>その後、特達局総務課長より上記2のうち公務員退  
職年金及び医療保険の増額分9千万円は43会計

年度に支出し、土地改良事業費5百万円の削減は行なわな  
こと、したがって対中絶日本政府援助総額は103億5千

3百万円余と約445百万円の増額となる線で大蔵省と  
了解に達した旨連絡があった。

2月6日ザレーン参事官を授け、上記を通報して決定

GA-4

外務省

執  
無期限

北米局長  
参事官  
北米課長

沖縄に関する日米協賛委員会に関する  
東京米大使館員との会議 (2月6日 枝村  
北米課長、ガハーン参事官会議録その1)

43. 2. 7  
年 日

通信  
会議録

2月6日、枝村北米課長は東京米大使館ガハーン  
参事官を招致し、沖縄問題案件に関する会議を行った。

と23. 35. 協賛委員会に関する会議要旨次のとおり。  
(なお、同会議には、今後フランスの故任として沖縄問題を  
担当するガハーン参事官は)

担当するガハーン参事官を招致した。

まず、先づ、2月の協賛委員会に提出した本年度援助  
に関する日本側対象の項目中、我々の再考案として、フランス

計画局長から要請があった①公務員退職年金及び  
②医療保険の二項目の増額に関する。その他特進局と

GA-6

外務省

3/24

2

通じ、大蔵省に鋭意折衝の結果、大蔵省は①については  
140百万円から200百万円へ、②については60百万円から

90百万円への増額を認め、且つ、2の財源の捻出方法に  
ついては、フランスも経内視してこれ追加項目を6頃の

農産物流通対策(ハイパ冷蔵施設)を全額削減する  
2を以て、3,500百万円、同様反対のため、資金運用部

運用資金 3億9千万円から5,000百万円減額する2を以  
てするとの線が話がついたこと、及び、自分の感じ

では、大蔵省の譲歩は2の程度が MAXIMUM であると  
思われ、我々米側の要望は、ほぼ全面的に受け入れ

たものと見られる旨述べた。201に対して、先方は、  
フランス側が要請した内容詳細は承知しているが、

今回の改訂がフランス要請の線に沿ったものであることは  
早速、沖縄に取り次ぎ返事を待つことに述べた。

GA-6

外務省

次回の協定委員会の日取りについて、貴方より予第の第一次内示が2月20日(月)から始まる関係で、  
 第一案として2月17日(金)がそれ以前か、第二案として3月10日に予第政府率の口会に提出される関係で、  
 それ以前の3月1日(水)頃から23日の間、のほれから望ましいと考えている旨述べ、更に、日取りの如何に拘りず、次回協定委員会では、援助問題のほか、三本大臣の強い希望もあり、船舶旗問題についても合意の成立するところが望ましい旨を述べた。  
 先方は、船舶旗問題については、23日の協定委員会における日本側主張、および2月1日付トランプ・インバの内容は詳細報告済みであり、あとは7セントが何時

決断に踏み出すかに懸念しているの、その決断の時期を2月17日案に固く合意せざるを得ず、7セントは URGE  
 である。一方、先般航空路問題については、自令(所)の感觸では、7セントは FAA, CAB, 海運省の固  
 である。討論の焦点は、米口管轄地内の航空機が今 FAA 規則により運輸規制されている現状を  
 変更し、日航と通航させるための新しい法律を起草すること、これは FUNDAMENTAL CHANGE の問題となり、口管  
 轄地で決定し得る問題ではないので、時間がかかる  
 と思ふ。また、7セントは後令、結論が出たに、応募  
 して来た各社に、半側結論を一応通報し、各社の異議を申し立てる機会を早めるため、場合によっては HEARING  
 開く要があるかも知れない。従つて、次期協定委員会  
 の議題にして、半側から返事を期待するのは、望ましいこと

思う。何れにせよ、要旨はワシントンに報告すると述べた。  
 また、先方より、日航の問題は本来協談委員会の  
 の議題ではない旨指摘されたので、先方より、その点は承  
 知しているが、正式の決定の発表は、ワシントン、または  
 那覇で行なうとして、それを協談委員に報告する等の  
 形がとれるのではないかと述べたこと。先方は、この場合  
 は発表時間の調整等の困難があるとして述べた。  
 更に、先方は、以上の理由もあり、3月まで待つこと  
 として、船舶旗、および日航のいずれの問題についても  
 合意の得る見込みがない場合には、むしろ、2月17日  
 までに開催して援助計画問題<sup>のみ</sup>について合意するにと  
 り考えられるのではないかと述べたので、先方より、  
 先行して2つを考慮するが、我方としては、大臣の強い希  
 望もあり、斯くも、船舶旗問題については、

次回協談委員会で合意に至ることを強く期待する  
 ものである旨重ねて述べた。